

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>基盤整備(インフラ整備率90%→100%)に関する意見</p> <p>① 基盤整備は、コストをかければ達成できるものであり、NTTの試算では1.5兆円で可能との資料もあるが、コストパフォーマンスで考えた場合、基盤未整備エリアには超高速ブロードバンドの需要・必要性が、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも存在しないと考えている。</p> <p>② 基盤整備コストを、総務省の光の道基本的方向性では、IRUに基づく公設民営方式の活用等による整備としているが、この方式は国の支援で地方公共団体等がインフラを設置し、民間業者がサービスを運営する方式と理解しており、既存の通信事業者の他に新たなインフラ整備事業者の必要性が分かりにくいと考えている。</p> <p>③ 国の支援ということは、投資コストを政府保証債等で調達するのであれば、コスト負担の肩代わりを国家財政がすることとなり、納税者の国民に重いツケがくることとなり、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備エリアでは、そこまでしてのインフラ整備率90%→100%を望んでいないと考えている。</p> <p>④ また、公設民営方式では、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備のルーラルエリアでの基盤整備事業者によるインフラ整備の優先度は低く、2015年度までの基盤整備の困難性はあると考えている。</p> <p>2015年の目標についても、2009年末の「ICTと地域分野の成長戦略<原口ビジョン>で、2020年までにすべての世帯でブロードバンドサービスの利用実現」としていたのを、なぜ急に目標を2015年にし、併せてNTT民営化の検証・総括なく経営形態の見直しを急ごうとするのかの説明がたりないように考えている。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

利用促進(サービス加入率30%→100%)に関する意見。

- ① 利用促進は、利用料金や年代・地域にマッチした新しいサービスを提供するなどで解決できる問題ではなく、年代やネット端末機器の有無などが大きな問題と考えている。
- ② 現在、超高速ブロードバンドの利用率30%は、生活実態や生活感覚に直結した使いやすいサービスが少なく、また国民も必要としていないことに起因すると考える。
例えば、確定申告などはPCに慣れた者でも扱いにくいソフトになっているし、税務署に行けば、アシスタントが目の前でデータ投入してくれている。過渡期の措置とは言え、確定申告ソフトの使いやすさがあっての利用率向上と考えている。
- ③ 新プラットフォーム(新しいハードやサービス)がでて、購入費用の問題・使い慣れ不足・既設代替えあり等で各々が解決しており、超高速ブロードバンドの利用促進が伸び悩んでいると考える。いわゆる、キラーアプリケーションがないと考えている
- ④ しかし、その解決を、総務省の光の道基本的方向性では、公正競争促進による料金低下や医療・教育・行政などの規制緩和やNTT東西でのアクセス規制緩和などで利用促進をすすめているが、NTT東西でのアクセス規制緩和は、自らの負担でインフラ整備してきたNTT等は、過去の時間とコストが経営デメリットとなり、自らインフラ整備していない事業者は、IRU方式により保護された新規参入のメリットがあると考えられるので、このようなトレードオフの問題整理を優先すべきと考えている。
- ⑤ このように、立場の違いでメリット・デメリットが混在するトレードオフの場合は、選択肢のすべてのメリット・デメリットを考慮する必要があるが、今までの政府と与党(自民・公明)で2010年度にNTTの経営形態の見直しを行うという、原点にもどった検証・総括が、民主党政権で白紙撤回となり、十分な検証・総括はされなくなったと考えている。そのためトレードオフの解決やNTTの組織形態の在り方は、この検証・総括で行い結論を得るべきと考えている。いきなりNTT東西でのアクセス規制緩和ありきで議論すべきではないと考えている。

3. 付記

- ① 上記1 & 2の意見は、私が関係する「生涯学習講座」や「自治会」や「通信事業会社OB会」などでの、日常生活での超高速ブロードバンドの必要有無も踏まえた多数の意見と考えている。

	<p>② 人口統計で30%強を占める65歳以上の国民の生活感覚からの意見として、納税したお金の使用で、公設民営方式等による超高速ブロードバンドのインフラ整備率90%→100%やサービス加入率30%→100%を強いるは次の理由でやや問題ありと考えている。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------